

「吉野川市人口ビジョン」改訂案及び「第2期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案について意見募集に対する結果

1. 募集結果

募集期間	令和2年2月6日(木)～令和2年3月9日(月)		
意見等提出者数	1人		
提出件数 (提出方法内訳)	5件		
	郵便	0通、FAX	0通、E-mail
		1通、直接持ち込み	0通
意見等の反映状況	A	意見等を計画等に反映するもの	0件
	B	意見等が既に反映されているもの	2件
	C	意見等を今後の参考とするもの	2件
	D	意見等を反映する見込みのないもの	1件

※ 提出いただきましたご意見等については、今後の参考意見とさせていただきます。

2. 意見等の分類

項目	件数
「吉野川市人口ビジョン」改訂案及び「第2期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案に関する意見	5件

3. 提出された意見等と吉野川市の考え方

「吉野川市人口ビジョン」改訂案及び「第2期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案に関する意見等と吉野川市の考え方

NO	意見等の概要	吉野川市の考え方	反映
1	空き家バンクを整備し、個人の住宅としてだけではなく事業所やコミュニティスペース、お遍路さんの立ち寄り所、古民家カフェなど、いろいろな活用を視野に入れた情報提供を行ってはどうか。	本市に空き家バンク制度はございますが、所有者に対して登録を呼びかけているものの物件登録には至っていない状況です。引き続き登録の呼びかけに努めてまいります。 登録後はご意見のとおり、所有者と利用者間の合意があれば、活用することは可能となります。	B

2	<p>令和2年3月末まで実施していた「来て観て住んで事業」の対象要件を見直し、空き家対策と移住促進策を組み合わせた住宅補助事業を展開し、新築・増築だけではなく、空き家や築年数が経った中古住宅を購入し居住する場合、取り壊しやリフォーム費用を補助してはどうか。</p>	<p>令和2年度からは「しあわせ住まいづくり支援事業」として引き続き若者世代の住宅取得を支援します。</p> <p>このうち、中古住宅の購入にあたりましては、市内業者によるリフォーム工事を行った場合に加算要件を設けます。</p> <p>また、木造住宅の場合、木造住宅住替え等支援事業により耐震化や住み替えによる取り壊し費用に対する補助も受けることができます。</p>	B
3	<p>来て観て住んで事業の「2親等以内の親族から購入した住宅は対象外」という要件は、後に相続放棄などで空き家を誘発させるのではないか。</p>	<p>来て観て住んで事業は、子育て世代の経済的負担軽減を図ることを目的の1つとしているため、限りある予算を経済的負担の大きい方へ配分する制度としており、通常より取得額が安価となりうる方を対象とはしていません。</p> <p>さらに本居として住み続ける住宅の取得を対象としているため、相続放棄には繋がらないものと考えます。</p> <p>これらのため、この要件は「しあわせ住まい支援事業」にも引き継ぐ予定です。</p>	D
4	<p>農地の宅地転用・太陽光発電用地への転用を一部規制し、農地バンクへ一定期間登録しても農地としての利用が見込めない場合のみ転用を認めることとしてはどうか。</p>	<p>転用については、申請農地ごとに個別に審査し、農地法上、要件を満たす土地に対しては転用を許可することとなります。</p> <p>農地バンクは、所有者の任意の申請に基づいて農地の利用促進のために登録を行うものであり、ご提言の内容では、本来の農地バンク制度の趣旨に沿った運営が行われなくなる恐れが生じます。</p> <p>ご提言の趣旨であります農地の有効活用に向けましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>	C

5	<p>悪条件の耕作放棄地を開墾して農地として利用する場合、重機レンタル料・作業人件費・排水対策工事など、初期経費を補助してはどうか。</p>	<p>耕作放棄地等の開墾にあたりましては、農林水産省の「荒廃農地等利活用促進交付金」を活用することができましたが、平成30年度をもって終了しました。</p> <p>市におきましては、耕作放棄地対策は重要事項と認識しておりますので、市の農業次世代人材投資事業（新規就農者への支援）や国の他の制度の活用啓発のほか、実態把握に努めるとともに対策に向けた調査検討を行ってまいりたいと考えています。</p>	C
---	--	--	---